

大津市告示第 8 2 号

景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

大津市長 佐藤 健司

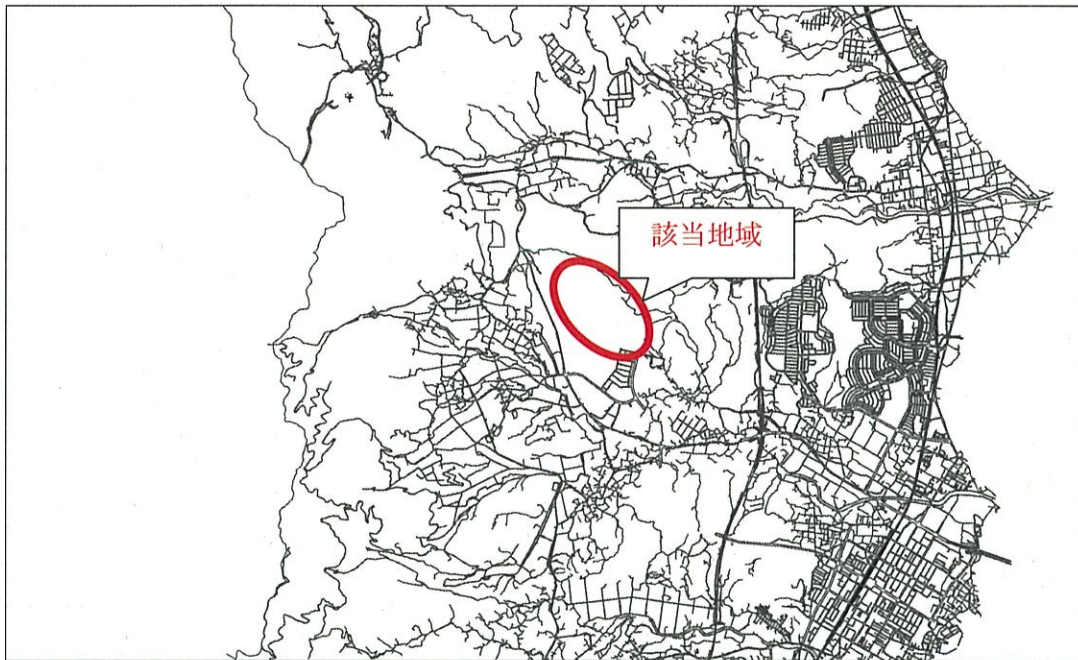
- 1 変更した景観計画の名称 大津市景観計画
- 2 効力の発生する日 令和 3 年 3 月 3 0 日
- 3 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

## 大津市景観計画の変更について

大津市景観計画を次のように変更する。

### 変更箇所

大津市伊香立下在地町の一部



### 変更内容

上記該当地域（約 52.5ha、詳細は別紙）の景観区の変更

変更前：低層住宅地景観区 ⇒ 変更後：緑地景観区

### 変更理由

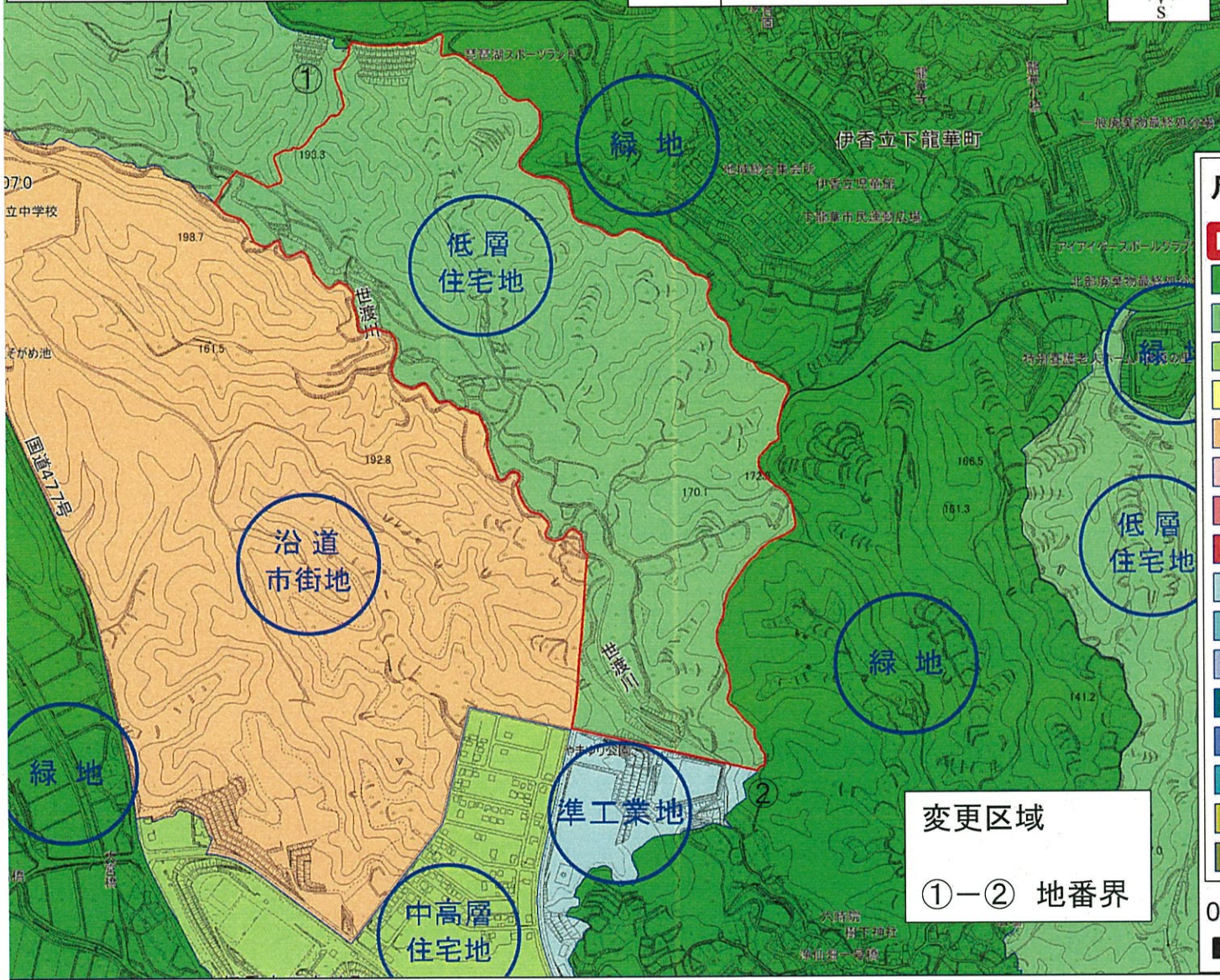
平成28年度から平成30年度までに実施された都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、「大津湖南都市計画」（昭和45年に滋賀県が決定。都市計画法第5条1項による。）における区域区分（都市計画法第7条）が、令和3年3月下旬に市街化区域から市街化調整区域へ変更される予定である。

対象となる伊香立地区については、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条3項）となるので、開発の規制・誘導に関する「用途地域」（都市計画法第8条1項1号）に指定する必要がなくなるので指定を外す（変更）必要がある。

これを踏まえ、用途地域と関連づけられている「大津市景観計画」に規定する本件地先の「景観区」を、今回の用途地域の変更に伴い、変更するもの

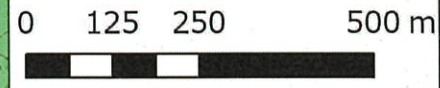
# 大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	伊香立下在地
図面名	計画図（変更前）		



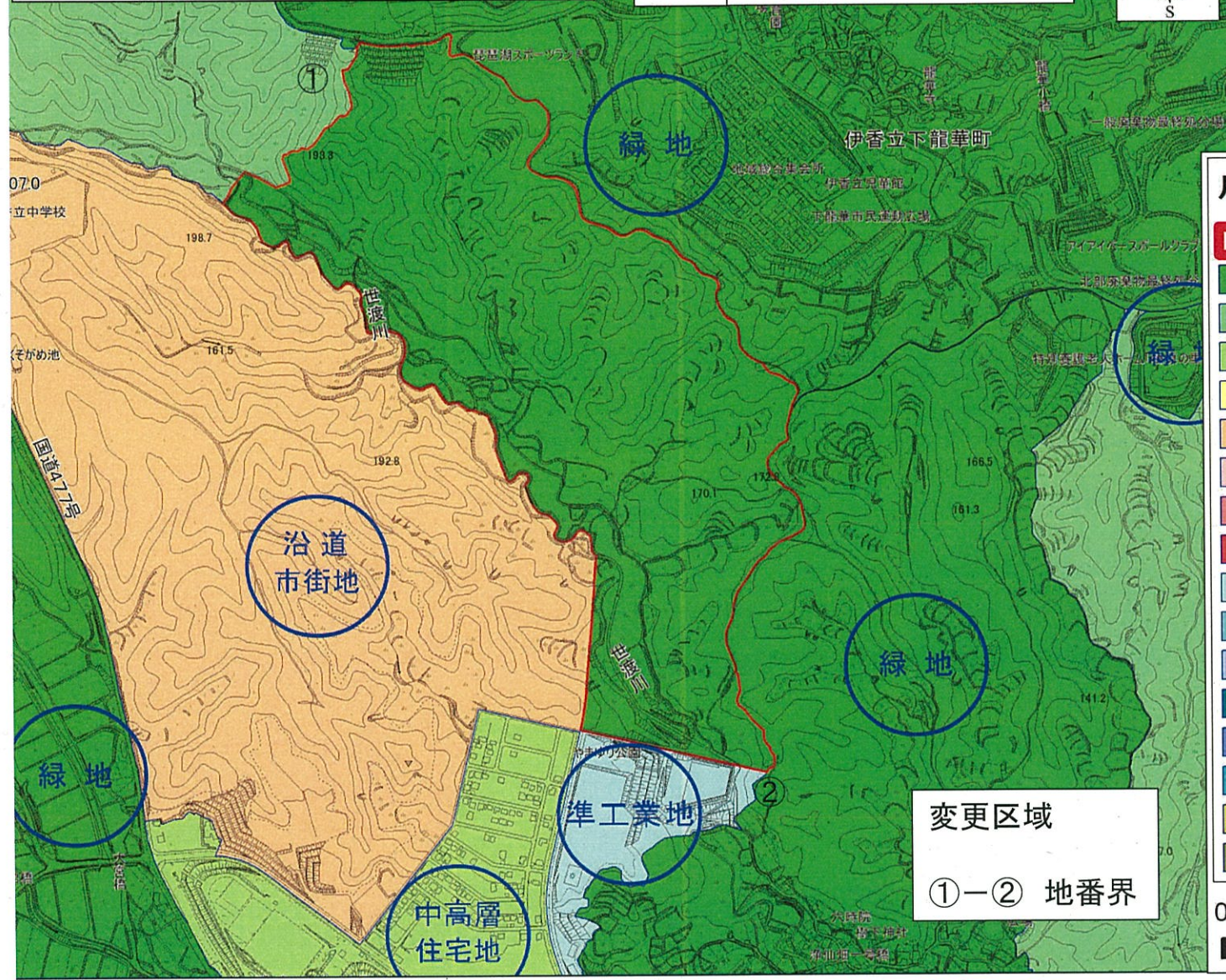
- ### 凡例
- 変更区域
  - 緑地景観区
  - 低層住宅地景観区
  - 中高層住宅地景観区
  - 一般市街地景観区
  - 沿道市街地景観区
  - 近隣商業地景観区
  - 商業地景観区（容積率600%未満）
  - 商業地景観区（容積率600%以上）
  - 準工業地景観区
  - 工業地景観区
  - 市街地水辺景観区
  - 集落水辺景観区
  - 山岳水辺景観区
  - 砂浜樹林景観区
  - ヨシ原樹林景観区
  - 河畔林景観区

変更区域  
①-② 地番界



# 大津市景観計画 景観区

番号	1	地区名	伊香立下在地
図面名	計画図(変更後)		



### 凡例

	変更区域
	緑地景観区
	低層住宅地景観区
	中高層住宅地景観区
	一般市街地景観区
	沿道市街地景観区
	近隣商業地景観区
	商業地景観区 (容積率60%未満)
	商業地景観区 (容積率60%以上)
	準工業地景観区
	工業地景観区
	市街地水辺景観区
	集落水辺景観区
	山岳水辺景観区
	砂浜樹林景観区
	ヨシ原樹林景観区
	河畔林景観区

変更区域  
①-② 地番界

